

熊本県立熊本西高等学校 いじめ防止基本方針(改訂版)

平成28年3月18日

※ 斜体字は県の基本方針を準用したものであり、その他は本校独自の方針である。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の問題であり、その解決が重要であることを生徒や保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

なお、本校においては国及び県の基本方針を遵守しながら、以下の通り本校独自の基本方針を策定し、いじめの防止等の対策を行っていく。

2 いじめの定義

第2条(「いじめ防止対策推進法」より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

5 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に対する取組を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止等対策委員会」を置くものとする。

(1) 構成員

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任、教育相談部長、各学年主任、養護教諭、外部専門家（スクールカウンセラー等）。必要に応じ、学校評議員、育西会等が参加し、問題解決に対応する。

(2) 組織の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。

◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的年間計画の作成・実行・検証・修正の中核

◇いじめの相談・通報の窓口

◇いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

◇いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核等

(3) 各部署の主な任務

校長、副校長 教頭、主幹教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の統括 ・県への対応 ・外部への対応 ・各部署への助言や観察 ・SSW(スクールソーシャルワーカー)の依頼
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動と関連するいじめ事象への対応や情報収集 ・情報モラル講演会の企画運営 ・生徒会を通じた啓発活動の統括
人権教育主任	<ul style="list-style-type: none"> ・本校の年間計画に基づいた啓発運動の推進 ・定例の会議の企画立案 ・求めに応じ特別委員会の招集及び設置を検討・依頼 ・人権教育に関するLHRや講演等の企画運営
教育相談部長	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒相談への対応及び情報収集 ・気づき箱の管理 ・アンケートの実施及び分析 ・教育相談報告や職員研修の企画運営
各学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・担任と連携しての生徒の観察及び情報収集 ・必要に応じ生徒への面談や助言の実施
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・保健観察を通じての生徒の状況の把握 ・情報をもとに担任や学年と連携の上必要な働きかけを日常的に実施 ・性教育講演会の企画運営 ・カウンセリング実施の企画及びSC(スクールカウンセラー)との連絡調整
外部専門家 (スクールカウンセラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒へのカウンセリングの実施、及びいじめの有無や本人の状態の把握 ・職員や保護者へのカウンセリングの実施 ・学校や家庭への指導や助言 ・他の機関への紹介・仲介

6 年間計画

(1) 年間の取組についての検証（PDCAサイクル）

より実効性の高い取組を維持するため、本方針が、本校の実情に照らし適切に機能しているかを「いじめ防止等対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

(2) 取組の評価・会議・校内研修会等の実施時期

ア 取組の評価

本校版のいじめに関するアンケート「こころのアンケート」、及び県版の「心のアンケート」により生徒の実態を把握するとともに、取組の評価を行う。また年度末には「学校評価アンケート」の結果をもとに、取組を総括する。

イ 会議

每学期行う。

ウ 校内研修

以下のように、一年を通じて様々な研修を実施し、教職員の人権感覚や人的資質及びコミュニケーション能力の向上に努め、より深い生徒理解につなげる。

- 「教育相談研修」(5月)
- 「教育相談中間報告会」(6月・9月)
- 「情報モラル研修」(8月)
- 「ハラスメント防止研修」(8月)
- 「人権教育推進研修」(11月)

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

ア 職員による取組

- 「いのちを大切に作る心」を育む取組(通年)
各教科の授業やHR等、活動のあらゆる場面を通じ、全ての職員で実施する。そして学校全体が、互いの人権を尊重し支え合う集団となるよう、積極的に取り組む。

イ 生徒会による取組

- 集会の場で「『いじめを許さない』行動指標」を全校生徒に伝え、いじめを決して許さない気持ちと、いじめを克服するためお互いの心を高め合うことの大切さを全体で確認する。(4月)
- いじめ根絶標語の募集・展示を行う。(1・2学期)
- 校内放送等の手段を通じて、いじめ防止のメッセージ等を、時期を定めて朗読する等の取組を行う。(1学期)

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

- いじめ問題アンケート(本校版と県版での複数回実施)
- 教育相談中間報告(1・2学期実施)
- スクールカウンセラーによるカウンセリング(毎月実施、各月3回まで)
- 面談月間(学期毎)
- セルフチェック・ノートの活用(通年)
- 子どものサイン発見チェックリストの配付(育西会総会資料・西高必携への記載)
- 電話相談窓口の周知(育西会総会資料・西高必携への記載、学生鞆への貼付)
- きづき箱(通年設置)の活用
- 県の「学校非公式サイト対策」の活用(インターネット等への対応)
- 本校HPへの「西高いじめ防止基本方針」の掲載

(5) 学期毎の取組一覧

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・生徒総会「『いじめを許さない』行動指標」確認 ・心のきずなを深める月間（5月面談月間） ・教育相談職員研修 ・人権LHR（第1回） ・いじめ根絶標語募集 ・西高こころのアンケート ・教育相談中間報告（第1回） ・いじめ防止メッセージ ・性教育講演会 ・情報モラル講演会 ・いじめ防止等対策委員会（第1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル研修 ・ハラスメント防止研修 ・心のきずなを深める月間（10月面談月間） ・教育相談中間報告（第2回） ・創立記念祭（いのちを大切にする取組の発表） ・人権教育講話 ・人権週間 ・心のアンケート（県版） ・いじめ防止等対策委員会（第2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権LHR（第2回） ・心のきずなを深める月間（面談2月下旬～3月上旬） ・取組の年間総括 ・いじめ防止等対策委員会（第3回）

7 いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、本校の「いじめ問題対応マニュアル」に従い、特定の教職員で抱え込むことのないよう、速やかに「いじめ防止等対策委員会」において組織的に対応する。その際、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、いじめ等を認知した職員は担任に連絡し、担任は学年主任や科主任等に連絡して情報を共有するとともに、学年主任は主幹教諭・教頭・人権教育主任へ連絡をする。その後、管理職の指示により「いじめ防止等対策委員会」を必要に応じて速やかに開催し、組織的に対応する。

(1) いじめを受けたと思われる側への対応

ア 生徒

- 学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を受けられるよう支援する。
- 本人の訴えを受け止め、不安の解消を図る。
- 解決に向けた決意を伝え、徹底して守る姿勢を示す。
- スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。

イ 保護者

- 家庭訪問を行い、誠意を持って状況を正確に伝え、家族の協力を依頼する。いじめの事実をすでに家族が把握している場合にはそちらからも聴き取りを行い、生徒からの聴き取りとの整合性を確認する。解決に向けた決意と本人を徹底して守る姿勢を伝え、不安の解消を図りながら伝えるよう留意する。複数の職員で対応することが望ましい。
- 保護者の思いを聴き、その気持ちを汲み取ったうえで解決に向けた道筋をどう立てていくかについて協議する。
- 指導に関する経過報告を適宜行うと共に、一方的・一面的な指導にならないよう常に連携を取り合う。

(2) いじめを行ったと思われる生徒への対応

ア 生徒

- 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、決して繰り返すことのないよう、精神的成長を期すため毅然とした態度で指導する。
- 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。

イ 保護者

- 家庭または学校で直接会う場を設け、いじめの事実を伝える。複数の職員で対応することが望ましい。
- 「いじめがあり、自分の子どもがその行為を行った」という事実についての十分な理解を得た上で、以後の対応が適切かつ迅速に行えるよう協力を求める。
- いじめを受けた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

(3) 集団への対応

ア 他の生徒

- 周囲から見た客観的な情報の収集・整理を行い、事実の確認を行う。
- いじめは決して許されないということを、毅然とした態度で伝え理解させるとともに、集団のあり方についても考えさせる。
- いじめを受けたと思われる生徒を、集団として支える体制づくりを進める。

イ 他の保護者

- 適切な情報提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう各家庭の協力を求める。
- 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

ウ 育西会・地域

- 不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う。

- 学校の方針や解決の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
- 生徒を温かく見守るよう依頼する。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味について

第28条(「いじめ防止対策推進法」より)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、教育委員会と一体となって速やかに調査等の措置を講ずる。

(3) 調査を行うための組織について

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査(初期調査)を実施する。
- b 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。

- c いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とする。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに停止させる。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。

(5) その他留意事項

生徒や保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(6) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過を報告することとし、関係者の個人情報やプライバシーの保護に十分配慮する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

以上

(熊本県立熊本西高等学校 いじめ防止基本方針 H28 年度改訂版)